

筑後市から転出された方へ

令和7年3月23日に、**福岡県知事選挙**が行われます。

次の条件をすべて満たす方は、下記のいずれかの方法で投票することができます。

- ① 筑後市の選挙人名簿に登録されている方
- ② 筑後市から福岡県内の他の市区町村に住所を移した方
- ③ 新住所地の選挙人名簿に登録されていない方

投票方法 次の3つの方法があります。

A 投票日当日、筑後市の最終住所地の投票所で投票する

場 所・・・筑後市の最終住所地の投票所
(不明の場合は、筑後市選挙管理委員会へお問合せ下さい。)
投票日時・・・3月23日(日) 午前7時から午後8時まで

B 筑後市で期日前投票をする

場 所・・・サザンクス筑後1階ロビー
期日前投票日時・・・3月7日(金)～3月22日(土)
午前8時30分から午後8時まで

C 転出先で不在者投票をする

期 間・・・3月7日(金)～3月22日(土)
方 法

- (1) 記入した「不在者投票宣誓書兼投票用紙等請求書」を筑後市選挙管理委員会(下記問い合わせ先)へ送付し、投票用紙等を請求します。
- (2) 筑後市の選挙管理委員会に請求書が届きましたら、投票用紙等を新住所地に郵送します。
- (3) 投票用紙の入った封筒は封を開けずに、そのまま新住所地の選挙管理委員会へ持っていき、投票してください。

新住所地の選挙管理委員会で投票した投票用紙等は、筑後市選挙管理委員会へ郵送されます。

※ この方法での投票は、郵便の日数がかかりますので、なるべく早く請求し、投票してください。

※ いずれの投票方法においても、引き続き県内に住所を有する旨の証明が必要です。

AまたはBの方法で投票する場合は、投票時に、以下のいずれかの手続を行ってください。

◆引き続き県内に居住していることを確認するための申請(確認に時間がかかる場合があります)

◆市区町村の住民担当課が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(無料)の提示(筑後市又は新住所地以外の市区町村が発行したのものも使用できます)

Cの方法で投票する場合は、不在者投票宣誓書兼投票用紙等請求書に、引き続き県内に居住していることを確認するための申請が記載されていますので、上記の手続は不要です。

問合せ先 〒833-8601

筑後市大字山ノ井898番地 筑後市選挙管理委員会 Tel.0942-65-7003